初回審査　事前質問事項前のパラレルレポート

モンゴルでの国連障害者権利条約の実施（JD仮訳）

モンゴルに関する事前質問事項の検討のためのCRPD委員会への報告

提出：

モンゴル全国盲人連盟、

モンゴル全国車椅子利用者協会、

モンゴル全国障害者団体連盟

2014年9月

**目次**

はじめに

本報告を準備した全国障害者団体連盟の紹介

第1-4条　目的および一般的義務

第 5条　平等及び無差別

第 6条　障害のある女性

第 7条　障害のある子ども

第 8条　意識の向上

第 9条　アクセシビリティ

第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態

第12条　法律の前にひとしく認められる権利

第13条　司法へのアクセス

第14条　身体の自由及び安全

第15条　拷問又は残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

第16条　搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条　個人をそのままの状態で保護すること

第19条　自立した生活及び地域社会へのインクルージョン

第20条　個人の移動を容易にすること

第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第22条　プライバシーの尊重

第23条　家庭及び家族の尊重

第24条　教育

第25条　健康

第26条　ハビリテーション及びリハビリテーション

第27条　労働及び雇用

第28条　相当な生活水準及び社会的な保障

第29条　政治的及び公的活動への参加

第30条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

第31条　統計及び資料の収集

第32条　国際協力

第33条　国内における実施及び監視

**はじめに**

**目的**

この共同文書報告は、モンゴル全国盲人連盟、モンゴル全国車椅子利用者協会およびモンゴル全国障害者団体連盟が行った。

この報告は、事前質問事項の作成に役立てるため、モンゴルにおけるCRPDの実施に関する補足情報を委員会に提供することを目指している。この提出は、モンゴル政府によるCRPDの実施に関する情報を各条項ごとに提示し、それぞれの項の末尾に事前質問事項として推奨される質問を提示している。

**本文書報告の作成方法**

この文書報告は、モンゴルの障害者団体（障害者団体）の観察と経験に基づいて作成された。準備の過程で、CRPDの監視に関する障害者団体会議が障害者団体間で開催された。我々は準備の過程で、モンゴルでのCRPD実施に関する国の報告、障害問題に関するものを含む国内法、政策、プログラムおよび障害者団体の報告の広範なレビューを行った。

文書報告の最初の草案は障害者団体に送付され、その反応と意見が求められた。彼らの意見に基づいて、最終的な文書報告が準備された。

**モンゴルへの事前質問事項（推奨案）を準備した全国障害者団体の紹介：**

モンゴル全国盲人連盟（MNFB）は、1978年に設立された非営利の非政府組織であり、モンゴルに住む盲人の権利を守り、晴眼者と平等に市民社会に参加することを支援することを目指している。

MNFBは、世界盲人連合、世界盲人連合アジア太平洋、国際盲人スポーツ協会、アジア医療マッサージ指導者ネットワークの会員である。 MNFBの会長は、世界盲人連合アジア太平洋地域の北東アジア小域の議長を務めている。

MNFBは、モンゴル全土での、教育、雇用、社会保障、および盲人の利益に関連するその他の多くの問題に注意を払っている。

連盟は、盲人、弱視その他の視覚の機能障害のある約9,600人のために23の地方支部および地区を通じて活動しており、高齢者、女性、スポーツ、文化、青少年の委員会を持っている。 MNFBには、リハビリテーション訓練センター、点字・録音書籍作成センター、最高のマッサージ・センター、最高のFM 98.5ラジオ局の運営業務がある。

MNFBはまた、意識向上、アクセシブルな環境、モンゴルの全ての障害者の、政府や社会に向けた権利擁護活動への完全なインクルージョンに注力している。これらの活動において、連盟は障害者のための他の全国組織と緊密に協力している。

モンゴル車椅子利用者協会（MNAWU）は、2005年に車いすを利用する人々を支援し、他の障害者団体との協力に努めるために設立され、2011年に新名称「モンゴル車椅子利用者協会」として、公的全国規模組織として政府に認定された、運動機能障害者のための非政府組織である。

MNAWUの使命は、平等な参加と豊かな社会であり、主な目的は、権利擁護活動を通じて、会員をエンパワーし、その権利を守り、障害者に対する国民の態度を変え、政府と地域社会に影響を与えて、それによりモンゴルの障害者全員にアクセシブルな環境とインクルージョンをもたらすことである。

この協会は、2011年までは会員にいろいろなサービスを提供するための事務所を持っていなかったが、2011年からはMNAWUは多くの訓練その他のサービスを企画し、会員数も現時点で正式登録会員700人以上に急速に成長し、各県およびウランバートルの各地区の支部を通じて、モンゴル全土の13,000人の車椅子利用者のための活動を企画しようとしている。

MNAWUは、ユニバーサルデザインと道路評価の実施に関してウランバートル政府と協力し、また、建設・都市開発省の委員会のメンバーとして、新しい建物の評価に携わっている。

モンゴル全国障害者団体連盟（MNFDPO）は、聴覚障害者、言語障害者および肢体不自由者の権利促進の分野で活動する12団体の積極的な取り組みにより、1997年6月21日に設立された。連盟には9つの地区、21の県に支部があり44の会員組織を持っている。

MNFDPOは、障害者の雇用機会を支援するための「事業育成センター」、障害者に関する全国データベースを作るための「情報・研究センター」、障害者に情報や広告を提供する「人間の運命（Human Fate）」新聞および「暖炉（Tulga）-5テレビスタジオ」、雇用機会を拡大し所得問題を解決するための、石鹸、手袋およびフェルト製品の工場を運営している。

主な活動は、障害者の権利問題に関する国の政策と意思決定に影響を与えること、障害者に提供されなければならないサービスの質とアクセス可能性の監視、契約に基づくいくつかの国の義務の遂行、および、障害分野で働くNGOsの技術と能力を強化することである。

**第1-4条　目的および一般的義務**

現在、障害者のための社会的保護、交通、住居、雇用促進、教育の法制、およびその他の雇用、教育、公的行事への参加を促進するための法制がいくつか存在する。

それにもかかわらず、法と規定は障害者のすべての問題と人権をカバーするものではない。それらは医学モデルに基づいており、必要な社会福祉を受ける障害者の権利のみを取り扱うだけで、社会の中での他の人権を行使するための環境を提供していない。したがって、障害者団体（DPOs）は、障害者権利条約（CRPD）の条項に従って、国内法令の改正や改革を行うことを何度も提案してきた。

こうして、モンゴル政府は、2013年8月に決議281により「障害者権利条約」を実施する国家計画の実施を承認し、条約に基づいて作成される障害者に関する独立した法律を国会に提出することをこの計画に盛り込んだ。しかし、2014年の国家予算には、この計画の実施のための予算配分はない。

2013年8月、人口開発・社会福祉省の障害者開発局は、イタリアの非政府組織であるAIFOの資金提供を受け、条約に従ってすべての法律および規制の改革を開始した。

障害者の代表者は、作業部会に参加し、既存の法律の改正を内容とするこの新法が2014年秋の国会本会議に提出され承認されるように、その草案を準備している。

2012年6月、モンゴル国会議員選挙で最も多くの議席を得た民主党と、モンゴル人民革命党とモンゴル民主党と市民の意志・緑の党で構成された正義連合が連立政権を樹立した。

モンゴル政府の組織の構造が議論されている間、障害者団体は首相にCRPDを実施する機関を開設するよう要請した。しかし、2012年9月、連立政府は人口開発・社会福祉省に障害者局を設置し、4人の職員で事業を開始した。

障害者局の機能は、障害者の人権の実施に関わる省庁間の交流を調整し、障害者のすべての問題を国の政策やプログラムに反映させることである。

障害政策協議会（以下、協議会という）があり、それは人口開発・社会福祉省の副大臣が議長となり、障害者局がその業務を支援している。協議会は21人の各省庁と障害者団体の代表で構成されている。その使命は、政府、各分野の省庁、県知事が策定する政策やプログラムのために障害問題に関して助言し、また障害者局の運営について指示することである。

にもかかわらず、協議会はその使命と方向性の枠組みに従って定期的に活動することはできなかった。例えば、「10万住宅事業」や「モンゴルのよい子プログラム」などの政策にも、政府や保健、教育省の政策とプログラムの現在の実施にも、障害の問題は含まれていない。

したがって、協議会は運営されているものの、障害問題に関与する部門を結びつけて関連付けることができなかった理由は、いままで意思決定者たちが、障害者の権利に完全に取り組むためにはすべての部門と協力しなければならないことを、認識しなかったことにある。彼らは、障害者を人口開発および社会福祉省の関心事項として扱い、常に障害を二の次にしている。

2012年に新政府が樹立された後、障害者団体は、障害者の代表が各省庁の大臣諮問委員会に参加できるよう10の関係省庁に要求したが、建設・都市開発省のみがこれを受け入れ、現在、車椅子に乗った人が一人、諮問委員会で活動している。

人口開発および社会福祉省の副大臣が率いる政策協議会は、政府、省庁および地方自治体レベルの政策開発および運営に際して、障害問題に関する助言および指導を行っているが、どのように効果的に他の政府組織と協力し、調整するかに関する協議会の運営原則と枠組みを規制し導く規則も指針もない。

このような状況のために、政策協議会は象徴的な機関としてのみ存在し、その目的と使命に従って活動できない状況にある。

障害者が障害の問題や特定のニーズに対処できるようにするための障害者の参加は、あらゆるレベルのプログラムや活動の、政策立案や意思決定プロセス、そして実施、監視、評価プロセスで不十分である。こうした状況にもかかわらず、たとえ障害者が政策開発、意思決定、プログラムや活動に影響を及ぼすことができる場合であったとしても、十分なレベルの参加はなされていない。彼らは十分にエンパワーされておらず、十分な情報と資源もないからである。

国の報告の57項は、障害者の社会福祉に関するモンゴルの法律において、「障害者とは、身体的、知的、心理学的および神経感覚的機能障害によって、永久にまたは12カ月以上の期間、社会的関係に従事する能力を喪失した人を指す」とする。このような定義は、第1条でCRPDが採用した障害の社会モデルアプローチに従っていない。

社会保険法第8.1条では、医療労働審査委員会の決定により定義された労働能力を、完全に（70％〜100％）または部分的に（50％〜69％）失った場合、障害者と見なされる。

言い換えれば、50％以上の労働能力を失った場合、障害者とみなされ、勤務年数に応じて、労働不能の割合に基づいた社会福祉または社会保険基金からの割引や給付が受けられるようになる。

障害者の間では、自分の労働能力不足率が高く認定されることに興味を示す傾向があり、労働不能率を定義する方法論に不満がある。なぜなら、同じ状態の人が異なる労働能力不足率の判定を受けることがあり得るからである。

したがって、労働不能という用語が障害問題とリンクしているという事実は、障害者の労働の権利を制限し、彼らにマイナスの影響を与えている。例えば、雇用主が、完全に（70％〜100％）労働能力を喪失した障害者を雇用できないと見なして、雇用契約を解除するという問題がある。したがって、職を維持するために、障害者は労働不能率を低下させ、審査委員会に行くことを拒否している。

労働法によると女性の退職年齢は55歳、男性は60歳であり、これらの年齢に達すると、人々は高齢者とみなされる。しかし、年金受給年齢に達した後に障害者になった場合、これらの人々の労働能力不足率を定義することは不可能であり、したがって、年金受給年齢を超える人の障害という区分を定義することを困難にしている。

これらの高齢者の一部は障害の分類に含まれていないため、受け取る権利があるはずの社会福祉基金から発行された割引や給付にアクセスできないという、権利侵害がある。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　国の職員や従業員が「障害者権利条約」についての理解と知識を増やし、意識を高めるために、どのような措置が講じられていますか？

-　障害の定義と労働能力不全の認識を結びつけるシステム変え、障害の社会モデルに基づくシステムを、障害者団体と密接に協議して導入するために、どのような措置を講じていますか？

-　政府は、CRPD第1条で採択された社会・人権モデルアプローチを遵守した障害者の定義を、いつ国の諸法律で実行しますか？

-　女性や子供を含む障害者やその代表団体が国や地域レベルの障害問題に取り組む、あらゆる法律や規制の政策立案、意思決定、実施、評価、監視プロセスに参加するために、どのような措置が取られていますか？

-　「障害者権利条約」実施のための行動計画のために、国家予算から必要な資金を調達する措置がどのように講じられていますか？

**第5条　平等及び無差別**

モンゴル憲法、その他の法律や法律文書はあらゆる種類の差別を禁止している。例えば、モンゴル憲法第14.2条によれば、民族、出生、言語、人種、年齢、性別、社会的出身、財産、職業、地位、宗教、意見、教育に基づいて人を差別してはならない。誰もが法の前に人でなければならない。

しかし、憲法には障害及び身体的機能障害に基づく、人への差別を禁止する文章はない。これは障害者が障害に基づく差別に対して同等かつ効果的な保護を受けていないことを意味する。

これに関連して、障害者やその家族の差別や人権に関する意識や態度さえも非常に低い。社会には多くの障害者がさまざまな形で差別を受けているが、他人や社会から差別されていることに気づいていない。例えば、障害のある人々は、農村部や都市部で、他の人々と平等に、公共交通機関を利用する可能性がなく、アクセスできず安全でもない。しかし、一般の人はこれを通常のこととみなす。 障害者団体が障害者の公共交通機関へのアクセスを増やすことを要求すると、政府機関は同じ回答を返す：お金がない。

法律には、障害に基づく差別禁止の表現が含まれていない。さらに、合理的配慮を提供する義務や、合理的配慮の拒否が障害に基づく差別に相当するという事実は含まれていない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　障害者に合理的配慮を提供するための措置と、その拒否が障害に基づく差別であることを法律に含めるための措置を示してください。

-　政府や一般の会話の中で障害者に対する差別的な言葉を排除するための措置や、公的および私的な関係者、特に障害の問題に関わっている人々への障害訓練に関する情報を提供してください。

-　憲法やその他の法律に、複数の複合的な差別や関連差別、そして障害があると見なされた人への差別を含めて、障害を理由とする差別の禁止を組み入れるために、そして、あらゆる理由に基づく差別に対する平等かつ効果的な法的保護を障害者に対して保証するために、どのような措置が取られていますか。また、加害者に対する具体的な抑止措置、犠牲者に対する是正や補償などの効果的な救済のためにとられている措置はどうですか。

-　モンゴル政府は、障害者の権利と差別に関する理解を高めるため、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮に関して、国の職員、裁判官、裁判所職員、弁護士、雇用主、さらに障害者、障害者団体、一般市民を含む公的および私的関係者の意識を高めたり訓練を提供するなど、どのような措置を講じていますか。政府はこれに関連して特別な政策やプログラムを持っていますか？持っていない場合、そのような政策とプログラムの設計と実施について障害者団体と積極的に関わり、密接に協議するためにどのような措置が講じられていますか？

**第6条　障害のある女性**

国家は、家族、母親、および子供の利益を保護しなければならない。

上記の権利を保証するために、特別な独立法が制定されている。例えば、家族法律（1990）、健康法（1995）、障害者社会保障法（1996）、家庭内暴力禁止法（2004）、男女平等法（2011）である。

これらの法律を効果的に実施するために、モンゴル議会と政府は多くの政策、プログラム、行動計画を採択している。例えばモンゴル議会は、2003年に家族開発に関する国家政策、2003年にモンゴル国家人権プログラム、人口開発に関する国家政策（1999〜2015年）、2005年に2015年までのモンゴルのミレニアム開発目標を採択した。

モンゴルでは、障害のある女性の割合は、障害のあるすべての人のうち45.9％である。モンゴルには、障害のある女性のための特別な政策、規制、プログラム、サービスはない。既存の政策や一般プログラム、そして女性特有の政策やプログラムには、知識と理解の欠如のため障害のある女性の問題は含まれていない。すべての活動は女性と男性に同じように適用される。

障がいのある女性の能力やその特別なニーズに関連した適切な政策とサービスが、女性の完全な発達、進歩、エンパワメントのために開発される必要がある。例えば、障害のある女性の性的および生殖医療上の権利に焦点を当てた政策、プログラム、活動、サービスはまったくない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

- 政府は障害のある女性や女子へのツイントラックアプローチに向けてどのような措置を取りますか？障害のある女性と女子の権利をすべての法律、政策、プログラムにわたって主流化し、性別だけでなく障害によっても分類されたデータを体系的に収集するための、具体的な手順は何ですか？

- 障害のある女性や女子が、彼女らに関係する法律、プログラム、政策に関する立法に関して他の女性や女児と平等に協議され、その政治参加を可能にするために、どのような措置が講じられていますか？

-　モンゴルは、障害のある女性の社会問題を評価する全国的な登録を持っていますか？ない場合、いつその取り組みを計画し、実施する可能性のための調査が行われますか？

- モンゴルは、障害のある女性の全面的な発達、進歩、そしてエンパワーメントのために、具体的な政策とプログラムを開発するためのなんらかの対策を講じましたか？

- モンゴルは、例えば、障害のある女性の性的および生殖医療上の権利に焦点を当てた具体的な対策を実施していますか？

**第7条　障害のある子ども**

モンゴルでは、子どものために働いている国務省の実施庁が、すべてのレベルでの子どもの権利と子どもの発展の保全を担当している。2002年から2010年にかけて、同省は「児童の保護と権利の向上」と名付けられた3段階の国家計画の実施を終了した。 2013年にモンゴル政府は、「モンゴルのよい子たち」という2013年から2016年の国家計画を承認し、それを実施し始めた。

障害児に関する具体的な問題はこのプログラムには含まれておらず、あらゆるレベルの教育へのアクセス、意見の表明、健康で安全な環境での育成、暴力や虐待からの自由などの障害児の権利は、他の子供たちと平等には守られていない。

例えば、モンゴルでは、障害児のためのインクルーシブな教育戦略/政策は存在しない。すなわち、障害児は他のすべての子供とともに学ぶ通常の学校にはほとんど入らない。

モンゴル全土に、障害のある子供たちに教育を提供することができる6つの特別学校があり、それらはすべて首都ウランバートルにある。心理社会的または知的障害のある子供たちの4つの学校は、ウランバートルからの子供のみを受け入れることができ、モンゴルのその他の地域の心理社会的または知的障害のある子供が教育を受ける可能性は全くない。盲人とろう者の特別学校は農村部の子供たちを受け入れることができるが、多くの保護者は幼い子供をウランバートルに連れて行き、子供たちを家族や社会環境から隔てることを望んでいない。

障害児を持つ親に対する、カウンセリングの提供や訓練の実施などのサービスはなく、子どもの権利、子どもとのコミュニケーションの方法、健康問題への対処方法、子育ての方法に関する情報の提供サービスもない。適切な情報とアドバイスが不足しているため、保護者は子どもが必要としているタイミングで支援を受けることができない。これは将来の子どもの健康に、そして年齢にふさわしい発達一般に、否定的な影響を与える。また、家族に障害のある子どもが生まれると、理解の不足と汚名の烙印とによる、親の離婚、社会から子の隠匿、そして親が、障害のない兄弟と平等に世話をせず障害児の権利を侵害するなど、多くの否定的な結果が生じる。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　子どもの権利の保全に関連する国の事業のためにモンゴル政府が予算化した額はいくらですか？これらの国の事業のなかで、障害児関連で想定される行動は何ですか？これらの事業に障害児とその権利を組み込むために予算をどのくらい配分しますか。

-　全国で、障害児の参加と関与を支援するために、どのような事業や計画が考えられていますか？どのように障害のある子どもや青少年が、彼らに影響する決定の過程に関与し、CRPD第7条（3）に基づく、意見を表明する権利の行使に関与しているかを委員会に知らせてください。

-　障害児を世話し、家庭や地域社会への参加を促進するために、両親や家族に対して、情報サービスやその他の社会的、財政的支援を提供するために、どのような措置が講じられていますか？

**第8条　意識の向上**

政策や意思決定者を含む障害者の家族、一般の人々、社会に対する障害理解、訓練、資源を提供するための意識向上活動は十分ではない。政府は、意識向上キャンペーンのイニシアチブを取っていない。これらのキャンペーンは常に障害者団体のイニシアチブであり、政府は決してこれらのキャンペーンを財政的に支援していない。

社会や一部の法律は、障害者は政府の支援の受け手、そして病院や社会福祉サービスの対象とみなしている。例えば、今までモンゴルは障害者を労働能力の喪失のみで評価し、それに基づいて社会的支援を提供していた。しかし、政府は決して障害者の心理的状況、社会参加、彼らが住んでいる環境を評価しなかった。このように障害者を評価することによって、障害者は労働し、自身で意思決定し、責任を取る能力がないという考え方や態度をコミュニティに生み出している。このような考え方は公共部門で働く職員、政策立案者や意思決定者が共通してもっている。

モンゴルの教育制度では、人権に関する意識向上活動は中学校の7年次から始まるが、障害者の人権を取りあげる意識向上活動はカリキュラムにはない。

大学レベルでは、障害や障害者の特別なニーズについて教えるいくつかの発展がみられるが、これらの教育はソーシャルワーカーまたは特殊教育の教師になる学生のためだけのものである。

障害者の権利に関する十分な訓練と宣伝がなされていないため、彼らとその家族は自分の権利、可能性、能力について知らず、侵害された場合の権利の保護方法についても知らない。これらの問題は農村部でより一般的であり、したがって多くの障害者は、法律および規則に従って受給資格があるのに、福祉基金からの支援を受けていない。

2012年9月、モンゴル全国盲人連盟はワールドビジョンとともに、8歳から14歳までの、学校に通ったことのない10人の盲の子どもとその親のための21日間の開発訓練を行った。6人の両親は、ウランバートルに盲の子どものための特別学校があると聞いたことはなく、彼らの子供が教育を受ける能力と権利を持っているということに気づいていなかった。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　政府は、政策立案者、意思決定者、一般市民、公共部門の職員を対象にして、社会における障害者への意識を高めるためにどのような活動を行っていますか？またこれらの活動にどのくらいの予算を使っていますか？

-　地方の意思決定者と国の職員は、CRPD、非差別と合理的配慮、および障害者の法と規則よって障害者が受ける資格が認められている支援と補助器具についての、知識と意識を向上させるために、障害者の家族に対して、特に農村部で孤立している人々に対して、どのような活動を行っていますか？

-　国はどのように障害者団体と協議し、積極的に意識向上キャンペーンの設計、実施、評価、監視に関与させていますか？

-　公共および民間、一般市民、特に障害者（障害児および農村地域に住む障害者、高齢障害者、障害のある難民、移住者を含む）を含むさまざまな関係者を対象とした、テレビ、新聞、映画などのメディアを通じた、障害者の権利に関するアクセシブルな啓発プログラムおよびキャンペーンを実施するために、また、慈善的医学的方向の議論を廃止し、人権に基づく障害へのアプローチを促進するために、政府はどのような取り組みを行っていますか？

-　障害についての社会の肯定的な態度を高める活動の開発と実施に、どのように障害者の参加の機会を提供していますか？

-　教育制度のすべてのレベルで、障害者の人権に関する肯定的な知識と意識を持つための実践または動きがなにかありますか？

**第9条　アクセシビリティ**

障害者にとって道路や建物、公共機関は、他の人と平等に社会に参加するための主要な条件の1つであるが、それらはアクセシブルではない。モンゴルでは、3つの基準と1つの標準が、障害者にとってのソフト面とハード面のインフラのアクセシビリティを向上させるために承認されている。また、建設法、都市計画法、障害者社会保護法、交通法にはアクセシビリティに関連する新しい項目がある。

法律に関してみると、法的環境は障害者に焦点を当てると非常に良いが、実際には道路や建物には障害者がアクセスできない。その理由は、これらの法律改正の実施後、誰かが法律違反を犯した場合の責任問題についての規定がないためである。この法律は、既存のアクセスできない建物の状況を改善するために何をすべきか、またその建物をアクセシブルにする責任を負っている人は誰か、何も言及していない。

これは、状況が明確ではないことを示しており、これがアクセシビリティの状況が変化しない最大の理由である。同時に、新築の建物での新しい基準の実施の制御と監視が非常に少なく、ほとんど存在しないことも理由である。

その結果障害者は、社会に自立して参加し、雇用や教育に関する権利を行使し、他のすべての社会サービスにアクセスする上で、制限がある。

また、国家機関の関係者は、アクセシビリティ問題は障害者の問題に過ぎないと考え、アクセシビリティ問題を解決するには予算が足りないと主張し続けている。例えば、2013年、車椅子利用者と盲・視覚障害者は、障害のある人のためにアクセシブルであるかどうかを確認するために、9つの新設または改修された道路交差点の評価を自分たちで実施した。その結果、45％はアクセシブルであり、22％は良好であり、22％は標準に従わず、11％は障害のある人にとって利用可能になるようには全く計画されていなかったことが示された。

「道路法」、「交通法」、「障害者社会保護法」などの関連する法律は、障害者の公共交通へのアクセスに関する問題をある程度規制している。しかしながら、これらの法律の実施は満足のいくものではない。例えば、首都では、市交通局との「公共交通サービス」に関する契約を結んでいる25の企業および団体の1,174のバスがあり、ウランバートルの主要ルートをカバーしている。さらに24の企業の872のマイクロバスが輸送サービスを提供している。

これらのバスのいずれも補助装置を備えておらず、全て階段が高いために、車椅子の人による公共交通機関の利用を不可能にしている。バス内に通常のアナウンスや掲示がないために、盲人、ろう者、運動障害者は輸送サービスの利用に大きな困難を抱えている。

□アクセシブル

□よい

□基準が守られていない

□アクセシブルにする計画が全くなかった

障害者社会保護法第9.3.3項、2012年12月24日の人口開発社会福祉省大臣令A / 77号で採用された「補償の分配」の規則3.3および輸送法第7条7.4項でこの問題が明確に規定されているが、公共交通機関を提供している機関や企業は、これらの規制を導入していなかった。しかし彼らは障害者にサービスを提供したと述べ、2011年に3.875万MNT、2012年には3.863万MNT、2013年には5.5万MNTの補償を受けた。

さらに、モンゴルの交通法によれば、20以上の輸送施設または車両を保有するすべての公的および民間の事業者および企業は、これらの車両の10％を障害者にとってアクセシブルにするとされている。しかしこの規定は実施されておらず、この法律の実施のための規定は採択されていない。

さらに、障害のある人に差別的な特定の基準がある。例えば、2011年12月16日に国家標準化委員会規則第74号で採択された「公共輸送サービスの一般要件、その分類とサービス規定」に関する標準MNS 5012：2011の規定5.8では、自分自身では交通サービスを受けることができない病人、心理社会的障害者、知的障害者または身体障害者は、保護者の支援を受けて輸送サービスを受けるものとする、とある。この規定は、障害者が自立して生活する権利および自由に移動できる権利を侵害している。

アクセシブルな環境が提供されないために、情報にアクセスする障害者の権利も、侵害されている。話したり聞いたりすることの障害のある人は、他人とのコミュニケーションや情報の入手に障壁に直面する。手話教育の教師や専門家はほとんどなく、手話訓練士の訓練システムもない。モンゴルの手話は公的言語として認められていない。障害者社会保護法第9.3条において、テレビ番組に手話通訳や字幕を付けることや、盲人のために墨字情報を朗読しなければならないことを規定しているが、規則違反に対して責任をとる仕組みがないために、手話通訳付きで放送されているのは、50TVチャンネルのうちモンゴル国立公共テレビが運営する毎日40分のニュース番組のみである。盲人用に設計された書籍や出版物の提供とアクセスが低く、情報の入手が最も容易であると考えられるテレビや日刊新聞は、盲人やろう者にとってはまだ閉ざされている。

聴覚障害者および言語障害者は、緊急サービスのための特別な電話番号による医療、火災、警察の緊急サービスを受けることはできない。政府は、障害者がインターネットや新しい情報通信技術システムの利用を増やすために必要な重要な措置をとっていない。例えば、盲人が電子通信の世界から情報を得るためには、コンピュータやインターネット上での操作を学ぶ必要があるが、モンゴル語での画面読み上げプログラムを作成および開発するための支援さえも提供されず、コンピュータ訓練の支援もない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　障害者が社会生活に参加する際に直面する障壁を軽減し、社会での障害者の活動を取り扱い、すべてのレベルの関係当局の役割と責任を定義し、これらの活動に必要な予算と財源を述べている、国家プログラムがありますか。

-　施設、サービス、情報通信のアクセシビリティの監視と評価の過程における、障害者団体と政府との協力の水準はどの程度ですか。また改造（調整）活動のための政府補助金はありますか。

-　障害者のアクセシブルな環境の確保に向けた、関連法令の実施に関する監視と評価への障害者の参加を可能にするために、どのような措置がとられていますか？

-　農村部で公共交通、建物、サービスをアクセシブルにするために、どのような措置が講じられていますか？

-　既設の人工の施設および建物への障害者のアクセスを、障害者権利条約に明記されている最低基準にまで改善することを目指した、行動計画および予算がありますか？

-　障害者の公共交通機関のアクセシビリティ向上に関する現行の規制の法執行を確実にするために、政府はどのような措置をとっていますか。あなた自身、アクセシビリティを改善するためにどのような措置をとっていますか。

-　アクセシビリティに関する計画や基準に違反して障壁をもたらしている人々に対する、強制的制裁を導入することで、関連する基準、規律、規制が実施されていない現在の制度を改善するために、どんな措置が講じられていますか？

-　建物、道路、交通機関への障害者のアクセスを規制している法律や規制を侵害し法当局から責任を追及されたか、加害者はこれらの法の犯したことで罰せられたか、被害者に補償は提供されたのかどうか、そしていくらであったのかに対する最新例を示して下さい。

-　障害者の情報へのアクセシビリティ向上のための現在の規制の法執行を確実にするために、どのような措置が講じられていますか？

-　モンゴルは、障害者の情報へのアクセシビリティを実現するために、たとえば、あらゆる種類の情報通信技術の提供、モンゴルの手話の開発、情報通信等に活用する言語発達へのモンゴル語の​​テキストの作成など、予算をともなった具体的な政策やプログラムを策定しましたか。また障害者はどのようにこれに参加していますか？

-　専門手話通訳者の育成と訓練のために、政府はどのような措置をとりましたか？ろう者団体と協力して手話通訳者の訓練を開始し、手話通訳サービスに助成するために政府はどのような対策を取りましたか？

**第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態**

人道的な緊急事態や自然災害の発生を含むリスク状況にどのように対応するか、どのように必要な援助を求め応急処置を提供するかに関して、情報を提供し意識を向上させるための、障害者にアクセシブルな方法で公表された訓練も、本や指針もない。救急職員には、自然災害時に障害者を救助するための特別な計画は持たず、必要な方法について訓練を受けていない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

- 人道上の緊急事態や自然災害の際に、障害者を守り、安全を確実にするためにどのような措置が講じられていますか？

- 2013年に、人道的、緊急的事態における障害者への支援の仕方について訓練を受けた救急職員の数と、何人の障害者が危険な状況の下での対処法についての訓練、教育、助言を受けたかを示して下さい。またどのくらいの予算がこれらの活動に割り当てられましたか？

**第12条　法律の前にひとしく認められる権利**

モンゴル民法は、「7歳未満の子供、および心理社会的または知的障害により自らの行動の理由を理解できず、自らをコントロールできないと裁判所が定める人物は、法的能力を持たない」と述べている。これはCRPD第12条に違反している。心理社会的または知的障害のある人々の間での、法の前の平等な認知の権利に対し起こりえる侵害の認識に関して、入手可能な情報はない。

モンゴル民法によれば、すべての障害者を含む18歳以上の上記以外のすべての人は、完全な法的能力を有している。支援つき意思決定のシステムや障害者が法的能力を発揮する上で必要とするかもしれない支援にアクセスするために適切な措置が取られたかどうかに関する情報は存在しない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　法的能力を否定または制限する規定を改正し、代替個人の自主性、意志、嗜好を尊重し、条約第12条に完全に準拠した、支援つき意思決定つき代替意思決定に置き換えるための民法改正のためにどのような措置が講じられていますか。

-　心理社会的または知的障害のある人々を含む障害者が、他者と同等の基準で法的能力を発揮でき、またそのための支援を利用できるようにするために、どのような措置が考えられますか？

**第13条　司法へのアクセス**

モンゴルは、汚職指標で世界第2位にランクされている。裁判所、検察官、その他の法執行機関の職員に対する、司法へのアクセスを可能にするための障害者への支援の提供や、障害者の権利を行使するための合理的配慮の提供方法についての、定期研修はなく、特別に設計された指針またはハンドブックも出版されていない。

さらに、裁判所、検察事務所その他の法執行機関の施設のインフラには、障害者にアクセシブルではない。例えば、刑事訴訟法によれば、ろう者には裁判所審問中に手話通訳が提供されるが、法律にはその通訳関連経費の財源に関する規定がないので、ろう者は参加する訴訟について、自身で事前に支払う必要がある。そして裁判所の最終判決後に有罪となった者がその費用を支払う。これは、彼らが払い戻しを得られない可能性があることを意味し、したがって低所得のろう者は、他の人と同等の権利を行使することができない。

この種の障壁、そして刑事、民事、行政裁判審問での効果的な役割を進める上での必要かつ時宜にかなった支援の欠如のために、障害者が司法に対し、他者と平等なアクセスができなくなっている。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　アクセシブルな情報と法的援助と支援の提供のみならず、司法判手続に参加するろう者への専門的手話通訳を含む手続き的配慮を通じての情報とコミュニケーションへのアクセシビリティ、裁判所の敷地内への物理的なアクセシビリティ、および刑事、民事、行政裁判所の審問に参加する際の合理的配慮の提供などを含め、すべての障害者が司法にアクセスできるよう、モンゴル全土でどのような措置がとられていますか。

-　障害者が他の人と同等に司法にアクセスし権利を行使するための合理的配慮と支援の提供に関して、裁判所、検察官、法執行機関のスタッフと権限者が知識と理解を向上させるために、どのような措置が講じられていますか。

**第14条　身体の自由及び安全**

裁判所の判決執行機関の2013年の報告によると、119人の障害者が投獄された。しかしこの報告書には障害の種類についての詳しい情報はなく、また障害のある受刑者の状況について、およびこれらの人々のための適切な補助器具や条件の提供と利用について、人権に基づく監視や評価は行われていない。

さらに、拘置所や刑務所の職員は、コミュニケーション手段や適切な補助器具や状態といった、障害者の特別なニーズについて十分な知識と理解を持っていない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　心理社会的障害や知的障害を含む障害を理由として自由を奪うことを可能にする法律を廃止し、また、明らかな、あるいは診断された障害に関連した非自発的な抑留を認める法律を廃止するために、どのような措置がとられていますか。

-　拘置所や刑務所で障害者の人権状況を監視し評価するために何が行われましたか？

-　拘置所や刑務所で働く職員の、障害者の特別なニーズに関する知識と理解を向上させるために、どんな措置がとられていますか？合理的配慮やコミュニケーション能力を含め、拘禁されている場所での障害者の権利に関する知識のレベルを高めることを目的とした、警察、裁判官、施設、刑務所の職員等に対する訓練が、提供されていますか？

-　刑務所を障害のある受刑者にとってアクセシブルなものにし、合理的配慮を提供するために、どのような措置が講じられていますか？

**第15条　拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由**

2008年の選挙結果に抗議した市民間の公の衝突があった際、警察が障害者を含む市民を非人道的に扱い、拷問する出来事があった。その中の、聴覚障害のある人、そして心理社会的障害や知的障害のある人は、関係する役人とコミュニケーションできないために、特別な問題に直面した。

施設や病院における薬物の強制投薬/治療や拘束のような強制治療に関する情報はない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　拷問又は残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由に関して、障害者の権利はどのように確保されていますか？

-　モンゴルには、拷問、非人道的または劣悪な扱い、評判を傷つける扱いをしている公務員に関する抗議を受け、調査などを行う独立機関がありますか？

-　病院や施設において障害者への強制的な治療を禁止するために政府が取っている措置は何ですか？

**第16　搾取、暴力及び虐待からの自由**

司法省は、いわゆる社会警察官、一般開業医、ソーシャルワーカーからなるコホル（下位地区、Khoroo）とバク（村Bac）レベルの支援チームの形成により、モンゴル全土の犠牲者支援のための政策を策定し、実施した。訓練は、政府との契約に基づいて、家庭内暴力に対する国家センター（政府が財政的支援をしている）のトレーナーによって提供される。訓練はウランバートルのすべてのコホルで行われ、モンゴル21県のうち14県で現在実施されている。

ウランバートル（UB）には4つの避難所があり、組織はモンゴルの他の地域に活動を拡大しており、現時点では農村地域への活動を拡大している。たとえば、フフスクール県に新しい避難所を開設した。これらの取り組みには、暴力の被害者となった障害者に対処する特別な活動は含まれていない。避難所は障害のある人を受け入れることができるが、合理的配慮のできる環境を持たず、職員は暴力の被害者となった障害者に対応する特別な訓練を受けていない。

警察、司法、医療・保健専門家、ソーシャルワーカー、教員、施設職員への訓練と啓発のや、障害者代表団体との協議による障害者に対する暴力防止のための、政策策定やガイドラインはない。

遠隔地や孤立した地域に住む障害者やその家族は情報へのアクセシブル性が低く、教育水準が低いため、搾取、暴力や虐待に関する知識や理解が不十分であり、そのような搾取、暴力、虐待から身を守る方法やこれに関して法的援助を受ける方法についての知識や理解も不十分である。

このような情報の不足のため、ろうの女性や知的障害のある女性、心理社会的障害のある女性が、何の給与もなしに性的搾取と労働搾取を受ける多くの事件がある。

他の形態の搾取に関する情報も、家庭内、施設内、地域社会における、障害者に対する

家庭内暴力や虐待などの情報もない。これらは、情報の不足と、彼らの社会環境の中での他人への依存と関連している。

また、一般に搾取、暴力、虐待とその予防に関わる意識が高まっているにもかかわらず、障害者に関する搾取、家庭内暴力、虐待とその予防に対する啓発活動は行われていない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　障害者の代表組織と協議して、警察、司法、医療・保健従事者、ソーシャルワーカー、教員、施設の職員などを対象にした、障害者に対する暴力防止に関する訓練と啓発の政策を開発し、指針を作成するために、政府はどのような措置を講じていますか。

-　施設内の子供や大人はどのようにして施設内での暴力行為から保護されていますか？独立した外部の苦情解決の仕組みにどのようにアクセスできますか？施設に対する独立した監視はありますか？

-　障害者が意識を高め、自身で搾取、暴力や虐待を予防し、身を守り、現在の既存のサービスについての情報を入手可能にし、それらのサービスをアクセシブルにするために、どのような措置が講じられていますか？

-　政府は、障害者のために特別に配慮された、搾取、暴力、虐待に関してどのよう公共の意識向上と予防活動を企画していますか？

-　搾取、暴力、虐待の被害者となった障害者に対して、適切、タイムリーかつ必要な心理的および法的支援を提供するために、政府が行っている措置は何ですか？

-　障害のある人に対して、なんらかの形の搾取、暴力、虐待を受けたか否かを調べる調査や研究は、行われていますか？

-　暴力の犠牲者、子どもや大人が利用できる、報告や告発のために、そして加害者に適用される刑事制裁の仕組みが存在しますか。

**第17条　個人をそのままの状態で保護すること**

国の報告の94項には、健康法第37条によれば、以下の場合には、妊娠の予防または中絶の実施に関する措置が講じられると述べられている。

（a）　女性の子宮内の胎児に遺伝的または身体的な奇形があると判断された場合、またはその妊娠が母親の生命を脅かす場合は、妊娠した母親（および必要なら夫）の同意書によって、医学的な方法で妊娠を中断する。

（b）　遺伝的な心理社会的障害または知的障害のある人または心理社会的もしくは知的な機能障害のある人の受胎を防止するための措置を講じることができる。上記以外の障害のある女性の場合には、強制的に中絶をしたり、子宮内避妊装置を挿入することはできない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　第三者の同意を得て実施することを含め、事前の十分な情報に基づく自由な同意がない限り、障害者への強制的な中絶と強制不妊措置の廃止を法律に含めるために、どのような措置が講じられていますか。

-　施設内の子供や大人はどのようにして施設内での暴力行為から保護されていますか？彼らは独立した外部の苦情解決の仕組みにどのようにアクセスできますか？施設への独立した監視はありますか？

**第19条　自立した生活及び地域社会へのインクルージョン**

政策決定者や意思決定者や障害者の家族さえ含むモンゴルほとんどの人々は、障害者が自立して地域社会に参加することができるという知識と理解を持っていない。これに関連して、自立生活と地域社会へのインクルージョンに必要な、また、地域社会からの孤立と隔離の防止に必要な、個人的支援を含む一連の在宅サービス、居住施設サービスその他の地域支援サービスを提供するための、法的環境、規則、規制はない。

上記のせいで障害者が自立して生活し、地域社会に参加する可能性を高めるための政策策定・実施は行われていないため、政府は白杖や車椅子その他の小型機器といった特別な用具を提供するのみで、これらでは自立生活には不十分である。

例えば、政府による、視力障害者のための白杖の使用方法や自宅で自立して生活するために必要な障害者のための他の器具の使用方法に関する訓練も、そのための器具の提供もない。

マンションや店舗へのアクセスなどの居住環境を調整する政府の支援はなく、地域社会の環境はほとんどアクセスシブルでない。例えば、ウランバートル市の地区にある家族診療所の建物は2〜3階建で、このインフラは障害者だけでなく高齢者、妊婦、幼い子供にとってもアクセシブルでも安全でもない。また、障害者の生活コミュニティにおける公共サービスおよび社会サービスへの容易なアクセスおよびインクルージョンは十分ではない。

障害者の自立を高めるためのすべての訓練と支援サービスは、障害者団体が支援団体の支援を得て提供しているため、非常に制限的で、持続可能ではない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　社会での障害者の自立生活とインクルージョンに関する理解と態度を広めるために、どのような措置が講じられていますか？

-　地域社会での障害者の自立生活とインクルージョンを確保するために必要な法的環境とサービス制度を創出するために、どのような取り組みがなされていますか？

-　障害者が居住地域で公共サービスや社会サービスに容易にアクセスできる状況を実現するために、どのような措置が講じられていますか？

-　地域での支援つきの生活を提供するために、国が策定している措置を示してください。

-　障害者の自立に向けてより持続可能なプロセスを創出するために、自立生活に必要な設備や関連する訓練を障害者団体が提供するのを支援するために、どのような措置を講じていますか。地域社会の障害者への支援を提供する障害者団体を政府がどのように支援しているかを示してください。

-　地域に根ざしたサービスの開発を含め、人々を施設から地域生活にの移行するために過去数年間に投入された予算を示してください。

-　パーソナルアシスタンスをとても必要としている障害者はそれを受けることができますか？障害者の自律性を確保するために何がありますか？

**第20条　個人の移動を容易にすること**

障害者社会保護法によれば、障害者は例えば、義肢、装具、車いす、その他の移動補助具などいくつかの移動補助具の費用特典を3年に1回受ける資格がある。しかし、設定された金額は、質のよい移動補助具を得るには十分ではない。例えば、移動障害者は、3年間に1回の車いすの費用特典で150.0 MNT（83ドル）を得ることができるが、高品質の車いすの市場価格は1000.0 MNTを上回っている。障害者を直接支援する専門家や仲介者または訓練の専門家がいないなど、障害者の移動のための援助及び支援サービスはない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　現場支援サービスや支援技術や移動補助具の提供と開発のための、具体的な政策とプログラムを開発するためにどのような措置が見込まれていますか。

-　現場支援や仲介の専門家や、障害者に移動訓練を行い助言をする専門家の準備と訓練のために、どのような措置がとられていますか？

**第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会**

障害者社会保護法第9.3条では、テレビ番組には手話通訳や字幕をつけ、盲人のために文字情報を朗読すると規定されているが、約50のテレビチャネルのうち手話通訳がついているのはモンゴル国営放送の40分のニュース番組のみである。その原因は、これらの規則に違反した場合の責任体制が欠けていることである。

一般の人々に最もアクセスしやすいとみなされているテレビや日刊新聞は、障害者にはアクセシブルでない。つまり障害者は、他の人と同等に情報やアイデアを探し求め、受け取り、伝える自由を含む、表現し意見する自由という権利を行使することができないということである。

情報は、いろいろな種類の障害に対応した多様な方法で、タイムリーは方法で追加料金なしで提供されていない。手話、点字、増補および代替コミュニケーション、その他のアクセシブルな手段および様式は公的なコミュニケーションに導入されていないため、障害者は情報へのアクセスに困難を抱えている。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　公的な通信における、手話、平易な言葉、点字、音声フォーマットおよび補強的代替的なコミュニケーションの使用を促進し促進することによって、一般の人々に提供される情報にが障害者にとってアクセシブルであるようにする法律を制定するために、また、Webサイトがアクセシビリティ指針に基づいて設計し、開発されるようにする法律を制定するために、どのような取り組みがなされていますか。

-　モンゴルは、社会の構成員のための情報をタイムリーに障害者に普及させるために、予算を伴った具体的な政策とプログラムを策定するためになにか対策をとりましたか？また障害者はどのようにこのプロセスに参加しましたか？

-　手話通訳者の訓練と専門的な認定を促進し、公的機関の中で専門的手話通訳者を確実に提供するために、どんな措置が講じられますか？

**第22条　プライバシーの尊重**

CRPDは、障害のある人は居住地や居住環境に関係なく、自分のプライバシー、家族、家庭や通信その他の種類のコミュニケーションに対する恣意的または違法な干渉を受けず、自分の名誉と評判への違法な攻撃を受けないと定めている。障害のある人は、そのような干渉や攻撃から法的に保護される権利がある。

締約国は、障害者の個人情報、健康情報およびリハビリテーション情報のプライバシーを、他の人と同等に保護しなければならない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　障害者の個人情報、健康情報、リハビリテーション情報のプライバシーを他の人と同等に保護するために取られている措置はどのようなものですか。

**第23条　家庭及び家族の尊重**

モンゴルの家族法は、結婚に関して障害を理由にした、差別を禁止する規定を設けていない。

国家の報告の112項では、家族法は、遺伝的な心理社会的障害または知的障害を、結婚の権利を妨げる理由に含めていると述べている。

障害者のためにデザインされた生殖と家族計画のための訓練は存在しない。

また、家族員に障害のある人がいる家庭を支援するプログラムはない。地方出身の障害のある子どもたちは、ウランバートルにしかない教育にアクセスするために、若い世代が家族を離れる必要がある場合、家庭生活に関する同の権利を行使することはできない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　障害のある親が親権を行使するのに制限はありますか？もしあれば、子どもの障害または両親のいずれかまたは両方の障害を理由にした、親子離別を禁ずる法律を制定するために、どのような措置がとられますか？

-　「遺伝的、心理社会的障害または知的障害」を理由に結婚権を否定する家族法の規定を廃止するために、どのような措置が講じられていますか？

-　障害者に生殖と家族計画を教えるために実施されている措置は何ですか？

-　障害児を持つ両親が子育てに必要な支援を提供するために、どのような措置が講じられていますか？障害児のいる家族を支援するための、国が支援する地域ベースサービスの数に関する最新のデータを提供してください。障害のある児童を持つ家族を支援するために訓練された多分野の専門家の数と、農村部を含む国全体で高品質の多分野サービスが利用できるようにするための措置についての情報を提供してください。

-　障害児が家族と一緒に暮らすことができるように給付額を上げることや、家庭で子どもの世話するために障害のある親の支援と援助サービスを提供するために、どのような措置が採択されていますか？

**第24条　教育**

実施されている法律や規制によれば、モンゴルのすべての市民は、無料の初等中等教育を受ける権利がある。しかし、これらの法律や規制には、障害者の特別なニーズを満たすことについて、障害者の教育を受ける権利の侵害に関して責任を負い監視する仕組みについて、さらに、障害者に適した多様な形態、内容、カリキュラムおよび評価システムについての、具体的な規定はない。

2013年の統計情報によれば、モンゴルには32,516人の障害児がおり、ウランバートル市に6つの特殊学校があり、そこに2,200人の子どもだけが入学している。6校のうち4校は心理社会的障害児または知的障害児用、1校は視覚障害児用、1校は聴覚障害児用である。

公立学校は、そのような子供たちが勉強するために良い状況を提供しないため、教育省が障害者と認定した約12,000人の子供しか入学していないが、特定の子供、例えば弱視、全盲あるいはろうの子どもはまったく公立学校に行けない。

法律では、合理的配慮の不足だけの理由で障害者の職業訓練の権利が否定されることはないが、障害のある子どもや若者は、自身の選択に基づいた職業訓練を受けてはいない。

国立リハビリテーション開発センターでは、障害のある子供や若者に対して、7つのみの職業分野で職業訓練を推進している（ウェブサイト技術者、調理人、パン屋、大工、縫い子、家事支援、印刷デザイナー）。このことは、障害のある子どもや若者が、訓練を受ける分野の完全な選択の行使して働くことができないことを意味する。これらの7つの分野を設定し、障害者の職業訓練の選択を制限する法律や政策はない。これらの訓練期間は1年から2年であるが、この訓練を通じて競争の激しい雇用市場に入る準備はできていない。

障害のある人とどのように働くかや特別なプログラムの開発の方法について、専門教育機関の教師のための訓練を行う必要があるが、行われていない。

総合大学や単科大学の施設はアクセシブルでなく、障害学生にとって十分な学習環境を提供していない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　障害児にインクルーシブ教育を提供する義務と、それを広く（地域および農村地域をカバーして）実施する需要を、認識し、法律に組み込むために、どのような措置が講じられていますか？

-　モンゴルは、障害児が居住地域で教育を受け、公立教育制度に登録できるように、インクルーシブな教育を実施するための、予算配分つきの特別な政策やプログラムを開発し、するためのどのような対策を講じましたか？障害者が職業教育や中等教育や訓練に関して選択の自由を行使できないようにしている政策と指針を廃止し、その慣行を除去するために行っている取り組みを示して下さい。また、個人が教育と職業訓練に関して差別されない法的権利を有することを示してください。

-　すべての教師（特別教育教師だけでなく）の、障害児の教育に関する義務的訓練を確実に実施するために、また、教師の実習と教職経験にインクルーシブ教育の価値と原則を確実に浸透させるように、インクルーシブ教育を大学の教員養成のコアカリキュラムの不可欠な一部として含めるために、政府はどのような取組みを講じましたか。すべての生徒に個別の教育計画が必要とされていますか？

-　障害児のために彼らのニーズに基づいて特別な器材と補助器具を提供するプログラムはありますか？教室での補助器具と支援、また教材の利用はどのようにして確保されていますか？

-　物理的学校環境のアクセシビリティの確保と、通常学校と特別学校の手話教師の専門的な訓練のレベルを強化することを含めた、手話やろう文化の教育推進のために、政府はどのような措置をとりましたか？

-　障害者に対し都市部だけでなく農村部でもて、すべての分野で、もでも、職業訓練や指導を提供するために、どのような措置が講じられますか？

**第25条　健康**

健康に関する法律によれば、障害者は無料で医療サービスにアクセスできる。しかし、保健所や病院施設、診断機器は、障害者にとって十分でなく、アクセシブルでない。また、医療サービス提供者は、障害者に配慮するためのコミュニケーション方法についての知識や理解が不足している。

したがって、医療サービスと援助にアクセスすることができなかったり、これらのサービスへのアクセスに困難を抱えている障害者もいる。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　強制的な医療行為を許す法律を廃止し、後見制度の下でどのような位置づけかにかかわらず、障害者の自由なインフォームドコンセントを明示的に要求する法律を制定するために、どのような措置が講じられていますか？特に田舎・僻地での性的・生殖的医療サービスや母子保健センターを含む、アクセシブルな一般の医療サービスへのアクセスを確保するために採用された措置を示してください。

-　性的・生殖的医療および人口ベースの公衆保健の領域を含め、すべてのレベルの国家保健プログラムは、他の人に提供されるものと同じ範囲、質および水準の、無料または手頃な料金での医療ケアを障害者に提供するための、配慮を提供していますか？障害者がアクセシブルな言語（手話を含む）や形式などによる、性的・生殖的医療を含むサービスの提供と情報の普及に関して、どのような措置が計画されていますか？

-　インフォームドコンセントの要求や障害者とのコミュニケーション（手話など）を含む障害者の権利に関して、すべての医療従事者を訓練するために、どのような措置が講じられていますか？障害のある人々の特別なニーズと要求および彼らに提供されているコミュニケーション方法に関して、保健所や病院のスタッフに知識を提供する活動はどのように行われていますか？

-　医師やその他の保健医療サービス従事者を養成する大学や学校は、障害者とのコミュニケーションや彼らの特別なニーズへの対処方法に関する特別な義務的教育課程を持っていますか？

**第26条　ハビリテーション及びリハビリテーション**

モンゴルでは、リハビリテーションの概念は、病院や医療関連の問題の範囲内でのみ考えられ、この観点が政策や活動に反映されている。したがって、個人の特定のニーズに基づいた、そして国際的な傾向に合致した、生活、移動、言語、労働および心理に関するハビリテーションおよびリハビリテーションサービスを提供する統合サービスシステムは存在しない。これらのサービスは障害者団体がメンバーに提供しており、主に援助機関、時折政府から資金提供されるため、持続可能性が低い。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　障害者を含む統合されたハビリテーションとリハビリテーションサービスの提供に向けての、政策を策定しプログラムや活動を実施するために、DPOと密接に協議しながら政府により資金援助され支援されるため、どのような措置を講じていますか。

-　さまざまな種類のハビリテーションやリハビリテーションサービスを提供する専門家を養成するためにどのような措置がとられていますか？

**第27条　労働及び雇用**

2013年の医療労働審査委員会の報告によると、107,000人の労働年齢層の障害者がいる。これらの人々のどれだけが雇用されているかははっきりしない。労働法第111条によれば、「25人以上の従業員を有する企業は、全従業員の4％の障害のある人を雇用することを義務付けられている」が、その規定の実施は満足のいくものではない。

この法律の導入に失敗した企業が支払った罰金は、障害者が専門技能を身につけたり、自由業を運営するために使われているが、持続可能な就労の場をつくるには不十分である。公的機関は通常、この法律を実行できていないが、「そのための予算はない」と言って、障害者を雇用しないことによる罰金を払うことはない。

また労働法には、障害者のための基準に適合する職場を創出する明確な規定があるが、そのような基準はまだ策定されておらず、障害者が参加している職場はほとんどなく、そのほとんどが移動が困難なの障害者のためのものである。

雇用促進法などの規則では、障害者を雇用する企業や公的機関にはインセンティブが与えられ、自らの事業を開始する障害者は個人的な財政支援を申請することができる。

これらのすべての法制度は、障害者のための持続可能な職場を提供するには十分ではない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　労働法第111条によれば、「25人以上の従業員を有する企業は、全従業員の4％の障害のある人を雇用することを義務付けられている。公的機関にこの条項を適用し、雇用率違反に対する制裁措置を実施するために、政府はどのような措置をとっていますか。

-　職場におけるアクセシビリティと合理的配慮の提供という点で、どのような措置が取られていますか？

-　障害者が雇用市場に向けて準備するためのリハビリテーション、就職指導、職業訓練を行う教育および訓練機関に対して、持続可能的に活動するためにどのような支援が提供されていますか？

-　障害者を雇用する組織にインセンティブを与える施策として、どのような措置が講じられていますか？障害者のための持続可能な職場を維持するために、どのような活動が開発され実施されていますか？

-　雇用を増やすための特別なニーズのある障害者グループに対応する、最低賃金、供給可能性、法定労働時間などの法的労働基準を備えた雇用の場を生み出すために、どのような活動がなされていますか。

-　労働基準の適用除外とされ、不十分な保護および搾取を生み出している、障害者対象の保護・分離雇用の慣行をなくすために、どのような措置が講じられていますか。この状況を変えるためにどのような措置が講じられていますか？

-　障害者に適した既存の職場を保護するための税制やその他の奨励策など、持続可能なインクルーシブ雇用の確保に向けて政府が取っている措置は何ですか？

**第28条　相当な生活水準及び社会的な保障**

障害者社会保護法、社会保険法および社会福祉法に基づき、雇用過程で障害者となった者は、社会保険基金から年金、福祉および補償を受ける。社会保険基金から年金や福祉を受ける権利を持たない人は、社会福祉基金からこれらを得る。モンゴルの最低賃金は192,000 MNT（約104 USD）/月に設定されている。社会保険年金は社会保険加入者が働いた年数に依存し、最大月額207,000 MNT（112 USD）まで支払われる。無職の人は福祉基金から月給105,000 MNT（62 USD）を受け取り、障害児の介護者は、介護義務のために就労できない場合、月額115,000 MNT（62 USD）を受け取る。

これらの基金からの年金は、既に14.5％に達しているインフレ率のために障害者のニーズを満たすのに十分ではない。

また障害者は、ニーズや要求を満たすサービスを受けることができない。関連する法律を実施するための規則が法律に沿ったものになっていないこと、法律に反映されている概念が変換され、必要な基準が法律に沿って策定されていないことである。社会サービスの受益者である障害者の見解は、その制度設計と支給において考慮されていない。

農村と都市部では社会福祉法が異なって実施されており、孤立地域の障害者は社会福祉サービスを受ける機会が少ない。その理由は、障害者のための社会福祉サービスに関する情報の不足、福祉スタッフの態度、意図的または意図しない法律の概念の曲解、障害者にサービス提供をしたくない気持ち、などに関連している。

障害者に配慮を提供するためのしっかりしたプログラムは存在せず、社会福祉法や政府行動計画に反映されているいくらかの規定はあるが、通常、それらの実施のための関連規則は障害者には利用困難である。

例えば、今日の障害のある人は、買うことによって住居を得ることができる。したがって、彼らは銀行から住宅ローンを取得する必要がある。この住宅ローンを得るためには、少なくとも2年間働いており、社会保険税を支払っており、住居総額の20％以上の前払いを支払うことができ、ローン返済に十分な収入があること、などの要件がある。したがって、障害のある人はほとんど住居を持てない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　障害者の所得を増やすために、どのような適切な対策が講じられていますか？また、障害児を持つ家族、障害のある女性、農村部に住んでいる障害者を含め、どのように障害者が一般的な貧困対策プログラムに含まれているか、情報を提供してください。

-　モンゴルは、社会福祉サービスが障害者のニーズを満たしているかどうかの監視と評価に、障害者が参加するために、予算をともなった特定の政策やプログラムを策定しましたか。また新しい政策やプログラムを策定する上での障害者参加に関してはどうですか。社会サービスの受益者である障害者の見解が、どのようにサービスの企画と実施に考慮されているか委員会に教えて下さい。

-　対象グループ、特に孤立した地域や遠隔地に住むすべての障害のある人に、社会福祉サービスを提供するために、どのような措置がとられていますか？

-　障害者の住宅へのアクセスに関する調査や研究はありますか？

-　障害者の自立を促進するために家やアパートを購入できるようにするために、どのような措置がとられていますか？

**第29条　政治的及び公的活動への参加**

モンゴル憲法第9節第16条には、「...市民は、政府機関の選挙権および被選挙権を有する。投票年齢は18歳以上とする。投票年齢は、特定の政府機関および職位の要件を考慮して法律によって決定される」とある。自分の行動を理解できない者、および適切に自己を管理できない者として裁判所に判定された無能力者、あるいは収監者は、選挙に参加する権利はない。

国家大会議選挙法第6.1節には、「モンゴルのすべての有資格の市民は、国籍、出身、言語、人種、性別、社会的地位、階級、富、職業、職位、宗教、思想、教育にかかわらず、選挙に参加し投票する権利を有する。」とある。障害や身体状況に基づく差別を禁止する条項は含まれていない。

盲人およびろう者のための適切な補助装置や支援がなく、投票所の車椅子の人用のインフラが不十分なため、障害者は自立して国家大会議（国会）選挙と地方選挙で内密に投票することができない。このため障害者は選挙に参加することはできない。

国家大会議選挙法が2011年に改正され、新たな41.8節には、すべての投票所には障害者用に特別に配慮された投票ブースを1つ以上備えなければならない、と追加された。 2012年の国家大会議選挙の総選挙委員会が特別の注意を払って以降、障害者の投票権の実現と選挙への車椅子利用者の参加を実現するための投票所のインフラ整備の改善ににおける障害者の利用可能性が増加した。

また、2012年にモンゴルの大統領選挙法が改正され、新たな47.8節として、すべての投票所に、盲人の投票者用の、投票用紙を読んで自分の投票を記入するための点字フォルダーを置くこと、が追加された。その後、盲人とろう者は、2013年6月に行われたモンゴル大統領選挙の際に、他人と同様に独立した投票権を行使する機会が与えられた。しかし、この選挙では、投票所の大部分には、車椅子利用者のためのアクセシブルなインフラがなかった。総選挙委員会がこの問題にあまり注意を払っていなかったためである。

より多くの障害者が投票権を行使する機会を与えられたことは賞賛に値するが、過去2回の選挙を振り返ると、政府は、進歩を持続可能にし改善範囲を広げることで障害者に権利を行使する機会を与える義務を果たしたとはいえない。

さらに、合理的配慮の提供を要求する法的手段も、障がい者がすべての選挙において他の人と同等の権利を行使することができるようにするための、投票手続、施設および資料が適切でアクセシブルで、理解し使い易くするための法的手段もない。

選挙期間中に、コミュニケーション手段を提供し利用できるようにするための法制度がない。特に選挙期間中の手話、点字やトーキングブック、知的障害者のための平易な言葉の出版物の提供。これは、選挙プロセスへの障害者の積極的な参加と、自分の信念に基づく選択に悪影響を及ぼす。

障害者の被選挙権の実現と意思決定プロセスへの参加は非常に貧しい。これまで、国家大会議と地方政府機関に選出された、または政府機関に任用された障害者は一人もいない。政府の意思決定職で働くための方針やプログラムはない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　差別的な法律を廃止し、選挙権の拒否と制限を排除し、能力不足であると判断された障害者の選挙を支持し、選挙における障害に基づく差別が確実になくなるようにするための憲法と選挙法の改正のためにどのような措置が講じられていますか？

-　合理的配慮とアクセシビリティ対策、点字タブレット、手話翻訳、スロープなどの確実な提供、そして、投票手続き、施設、障害のある人が理解して使いやす資料への適切なアクセスを確保するための、すべてのレベルの選挙法の改正に向けて、どのような措置が取られていますか？

-　アクセシブルな形式での投票資料の発行、投票ブースへのアクセスのための規制ガイドライン、選挙における心理社会的および知的障害者の介助者を含め、障害者の政治参加権を確保するために、どのような措置が計画されていますか？

-　国家大会議、県、首都、ソム、地区の市民代表会議に障害者の代表者を含めるために、どのような措置が講じられていますか？また他の政府機関に障害者が任命されていますか。

-　障害者が公共サービスで働くための法的障壁やその他の障壁はありますか？

-　選挙運動中に、適切かつアクセシブルなコミュニケーション手段を使用して、障害者に候補者と出版物に関する情報を提供するために、どのような措置が講じられていますか？

**第30条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加**

モンゴルのドラマ、映画、古典芸術、舞踊、歌、一般文化のセンター、博物館、図書館、観光センターの大半は、障害者のためのアクセシブルなインフラを備えていないため、これらの場所に行くことは困難である。

才能のある障害児を発達させる定期的な活動はなく、通常は自宅にいるので彼らが才能を伸ばすことはできない。

障害のある人は、公的なスポーツ活動にほとんど参加しない。彼らのためのスポーツ活動の発展や、スポーツ施設、トレーナー/コーチ、審判員の利用しやすさの改善は貧弱である。農村部に住む障害者のために特別に組織されたそのような活動はほとんどない。

障害者のために組織された競技会はいくつかあるが、非常に限られている。例えば、柔道、レスリング、ゴールボール、陸上競技大会のみが盲人向けに組織されているが、全国の21の県のうち4県のみがゴールボールを持ち、農村部にはゴールボールのトレーナー/コーチはいない。

しかし、2007年の身体トレーニング及びスポーツ法の改正後、障害者のトップチームは、国家体育スポーツ委員会の下で訓練を開始した。また、オリンピックと世界大会に参加し成功した選手への賞は、障害を持たない選手と同じようになった。しかし、トップチームに参加できない障害者がスポーツをすることは常に困難である。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　博物館、スタジアム、公園、文化センター、図書館、観光センター、テレビ番組などの、一般の文化センター、レジャー、スポーツ活動および施設が、障害のある人・大人・子どもにとって、観客としてまた演者として、アクセシブルでインクルーシブであるために、どのような措置が講じられていますか。

-　手話やその他のコミュニケーションのトレーニングを含め、文化やレクリエーション、スポーツの職員に対する訓練や障害理解向上のために、どのような措置が講じられていますか？

-　障害者の公的身体スポーツを促進し、障害者が参加できる新たなスポーツ活動を展開するために、政府はどのような措置を講じていますか？

-　2013年6月にモンゴルが署名した、盲人、視覚障害者、その他の印刷物が利用困難な者のために刊行物のアクセスを促進するマラケシュ条約を批准するために、どのような措置を予定していますか。また、その規定を実行するためにどのような措置がとられますか。

**第31条　統計及び資料の収集**

モンゴルでは、障害者に関するデータに偏りがある。例えば、2010年に国家統計局が実施した調査によると、約69,000人の障害者がいるとしているが、障害認定に責任を持つ医療労働審査委員会の2013年調査によると107,000人の障害者がいるとして、モンゴル全国障害者団体連合（MNUODP）の2010年調査では、約81,000人の障害者がいるとしている。

これは、政府組織および非政府組織の障害へのアプローチ、障害を決定する定義と方法へのアプローチよると考えられる。

さらに、たとえば障害者の所得、住宅状況、貧困等に関する統計データは、障害者の状況の評価や条約の実施の評価に必要なものであるが、不十分である。

データ不足と情報の偏りのため、効果的な政策策定や障害者状況の評価が困難である。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　条約に基づく政策の実施と評価に使うための、障害者に関する利用可能なデータを完全かつ信頼できるものにする、どのような措置を講じていますか？

-　政府は、性別、年齢、障害の種類、人種、都市/農村人口などによって分類された、すべての分野（例：教育、医療、司法へのアクセス、法的能力、暴力、雇用、施設入所、住宅、政治参加など）の情報を体系的に収集するために、また障害者やその代表組織を積極的に関与させ、密接に協議するために、どのように取り組んでいますか？

-　障害者に関するデータの分類に関して国家統計局スタッフを訓練するために、どのような措置がとられていますか？

**第32条　国際協力**

特に地方の障害のある人や障害者団体は、障害者のための国際プログラムや政府の国際協力についての情報を十分に得ていない。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　障害者のためにどのような国際プログラムが実施されていますか？

-　政府は、障害者団体が国際レベルおよび地域レベルで同様の団体と協力する際に、政府はどのような支援を提供していますか？

-　政府は、国際レベルおよび地域レベルで障害者の問題に関して協力するために、どのような措置を講じましたか、また、講じますか。

**第33条　国内における実施及び監視**

2013年8月2日のモンゴル政府決議第281号によれば、人口開発社会福祉大臣、財務大臣、その他関係大臣、県及び首都知事は、 2013年から2016年までの国連CRPDの実施計画を承認する義務がある。

この決議は、障害者および市民社会の関与を伴って、分野ごとおよび地域レベルで、国家実施計画に示された活動を実施するための、詳細な作業計画を策定および承認することを命じた。またこの決議は、外国と非政府機関からの資金援助と融資も含め、年間予算および地方予算パッケージに必要な予算を含めることも命じた。

それでもなお、決議によれば、障害者の権利に関する国連条約を実施するための作業計画を承認し実施する際に、障害者および市民社会の参加を確保し、年間予算に必要な予算を含める必要があるとされているが、現在、関係省庁と県および首都レベルの計画の策定に参加した障害者または市民団体は存在せず、2014年の国家予算には国家計画を実施する予算が含まれていない。

独立した人権委員会が存在するが、第33条（2）に基づいて政府によって指定された国家独立監視の枠組みは存在しない。さらに、障害者やその代表団体が、実施と予算の監視プロセスにどのように参加するのかは不明である。

**事前質問事項のための推奨される質問：**

-　国連障害者権利条約の省庁および地方レベルの実施に関する詳細な作業計画を策定し、承認するためにどのような措置が講じられていますか。もしその措置があれば、障害者および代表組織はどのようにこれに参加していますか？

-　国連障害者権利条約を実施するために、国と地方の予算にはどのくらいの金額が予算化されていますか？国の報告第237項に記載されている、CRPD実施に関する全国委員会の機能を確実にするための予算配分と職員訓練に関する情報を提供してください。

-　第33条（2）に基づいて政府によって指定された国家独立監視の枠組みを確立するために、どのような措置がとられていますか。またその機関はパリ原則に準拠していますか。

-　CRPDの実施の監視プロセスには、障害者およびその代表組織が参加していますか？参加している場合、参加はどのように組織され、何人、何団体が参加していますか？

-　障害児を含む障害者団体やその他の公共機関が、条約の監視に積極的で意味のある参加を促進するために、どのような措置が講じられていますか？パリ原則および条約第33条（2）に準拠した独立した仕組みを確立するための措置に関する最新情報を提供してください。

（翻訳：佐藤久夫・宮澤明音）